

議 長	<p>続いて、圓山議員の一般質問を行います。8番圓山議員。</p>
8番 圓山議員	<p>通告順に従いまして、一般質問を致します。</p> <p>まず1番目、採択された陳情について現在どのような状態かをお尋ねします。議会に提出される陳情・請願を議会においては各委員会に付託審議され、その陳情の中に採択されたものもありますが、特に町道田原絵堂線の改良を求める陳情の現在の状態状況を尋ねるものであります。質問の要旨、新設計画のあるコンビニの進捗状況について尋ねるものであります。</p> <p>2番目、空き家対策について。人口減少に伴い空き家がだんだん増えつつあると感じております。その対策は何か手立てがあるのか聞きたいところがあります。</p> <p>3番目、築紫原地域における水道問題は解決したのか、お尋ねをします。築紫原地域において水道管理が困難になっているという事を聞いておりましたが、その事柄に対して役場はどのように対応されたのか尋ねるものであります。いずれも、町長、担当課長にお尋ねを致します。</p>
議 長	<p>それでは、圓山議員の質問のうち1項目めの「採択された陳情について現在どのような状態か尋ねる」、に対する答弁をお願いします。</p> <p>番外宇山地域整備課長。</p>
番外宇山地 域整備課長	<p>圓山議員のご質問のうち、「採択された陳情について、現在どのような状況か尋ねる」についてお答えします。</p> <p>議長宛の陳情は、付託された常任委員会での審査を経て、本会議で採択されれば、議会は、その実現に向けて、政治的・道義的責任を負われることとなります。町としましては、財政状況等を総合的に勘案して、その事業化について検討することとなります。議員お尋ねの、町道田原絵堂線の改良に向けた陳情につきましては、平成24年度に本線の一部を改良した後に、三原自治会から提出され、同年12月定例会で、採択されております。</p> <p>これを受けて、平成27年度に現地調査をしたところ、^{かたただにはし}勝田谷橋から掘り割りまでの更なる改良が必要である、と認められたところです。</p> <p>その後、平成29年度に測量設計し、平成30年度には着工するものとして、一旦は計画いたしました。</p> <p>しかしながら、ほぼ同時期に、約半世紀ぶりとなった誘致企業、株式会社三協の工場進出に伴う、町道三原古市線の道路改良工事の必要性が高まりましたので、優先させていただいたところです。</p> <p>今年度末には、この道路の本線工事が完成予定ですが、令和2年度も残土処理場等の工事を実施することになっております。</p> <p>このため、町道田原絵堂線の改良工事につきましては、現時点では、令和3年度の測量設計、令和4年度の着工を想定したいと考えております。</p>

議 長 　　ただいまの答弁に対しまして再質問がありますか。 8 番圓山議員。

8 番
圓山議員 　　今、聞きましたら、29年、30年で考えていたと。その中に三原線というのが入ったので、その分を延長したというふうに解釈して良いってことです。ということは、今後も可能性があるんですね、まだ。何か突発的な事が入ればまた延長だと。ありませんか。そういうふうです、今仰ったのは3年、4年で今度は測量・設計・施工。私は別に紹介議員ではありませんけども、地元の議員としてあれはどうなったのかと聞かれるわけです。そうした時、どうやって答えればいいか。それでこうしたのは電波を通してちゃんとはっきり言うておいて下さい。そうすると地元の人でも安心しますから。ただ今言ったように計画されたものの中に、三原線ですか三協のね。あの道路が割り込んできたという事になれば、また3、4年先に何かの優先的な道路改良が入れば、それとまた入るという可能性がありますよね。ですがそれも決してそういう事はしませんと、はっきり仰っていただければもうひとつ安心すると思います。

議 長 　　番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 　　失礼します。先ほどの答弁でも申し上げましたように、現時点での計画でございます。途中、例えば災害等が起こった場合には若干ずれる場合可能性もあるかと思っております。お待ちしております分もありまして、現時点での計画では令和3年度測量設計、令和4年度着工を想定したいと考えております。よろしくお願い致します。

議 長 　　再質問ありますか。 8 番圓山議員。

8 番
圓山議員 　　災害等と色々な有事があった場合にはやむを得ないと思います。ただ何もない場合には、当然こういう計画に基づいて施行していただきたい、という事をお願いして、この質問は終わります。

議 長 　　以上で、1項目めの「採択された陳情について現在どのような状態か尋ねる」、の質問を終了します。

々 　　次に、2項目めの「空き家対策について」、に対する答弁をお願いします。番外左田野総務財政課長。

番外左田野総務財政課長 　　8番圓山議員の一般質問のうち、2番目の「空き家対策について」についてお答え致します。議員ご指摘のように、人口減少等に伴いまして、町内の空き家が増加しているのは、事実と感じております。
その空き家に等に対する対策や手立てはあるのかとのことですが、空き家

番外左田野
総務財政課
長

など、日常的には使われていない建物につきましては、町としましては、まずは、定住促進等に結びつきますように、町の方で進めております、空き家バンク事業に登録をお願いしたり、住まいづくり応援事業などを活用いただき、有効利用を考えていただきたいというふうに先ず考えております。

そのために、かわもと暮らし情報センターに移住プランナー等を配置して、ニーズの掘り起こしなどを進めているところでございます。

しかしながら、有効利用されない物件や、放置されている物件が多くあるのも現実でございます。これらの物件につきましては、所有者の方に適切な管理をしていただきたいというふうに考えております。

その上で、残念ながら、適切な管理がなされず、近隣に迷惑となるような物件がある場合には、所有者や管理者に対して、必要に応じて町からも連絡をとる等、適切な管理についてお願いをしていくこととしております。

議 長

ただいまの答弁に対して質問がありますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員

分かりました。実際に私の身近でも近隣にある廃屋、これは屋根が落ちました。危険家屋を通り越してだんだん姿が見えなくなります。それでその方は農地も絡んでまして、相続で受けられまして、去年はこれはもう荒れました。所有者は大阪の方の人。こういう問題はいろんな方が対応しているんだと思いますけれども、もう少し聞きたいのは空き家を今、こっちに來られているいろんな方が借りたいという申し入れがありました。その借りるについての条件で現地を見せてくれという事で、わざわざ私、広島まで鍵を借りに行ってきた中を見ていただいて、そうするとやっぱり水回りが何とかならんだろうかというふうなこと。そこが納得がいくような使い易いものであれば借りたいみたいな。ところがその水回りを直すというのも、そこは集落排水のエリアという事で、結局、合併浄化槽の適用からは外れるんじゃないかと。合併浄化槽の適用になれば当然、助成金・補助金がありますよね。それがなければ全く資金的な援助も無い。そうするとそういう人に使ってもらおうと考えた場合は、家主さんが全部それを負担して改装してどうぞというふうに貸し出す、しなければならぬ訳ですから、その辺を何とか地主の負担が要らなくして提供できるような方法がないのでしょうか。お聞きします。

議 長

番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長

まちづくり推進課において、住まいづくり応援事業という事で、これは移住の支援をしているというところがございます。個別のものがありますので、場合によって加算をされるというケースもありますが、家主さんが直される場合、それから借りられる方が直される場合というのがあるかと思っております。双方にも補助の要綱がございますので、個別にご相談いただければというふうに思っています。

議 長	8 番圓山議員。
8 番 圓山議員	それは何れにしても全部、家主が負担しなくちゃならないわけなんですね。例えば家賃が月 10 万あれば、そのものをもって充当する事も出来るんですけども、おそらく家賃がそんなに払うわけないでしょ。今、聞いてみたら 2 万か 3 万だっというくらい安いんですから。だからそれをどういう方向で主の負担が無くして少なくして直して提供するという方法はないのか、という事だと思う。
議 長	再度、説明されますか。はい。
番外杉本ま ちづくり推 進課長	町としてもっている制度はそれしかございませんので、原則その直されるものを今ある要件以上の補助は出来ないという事になります。
議 長	再質問ありますか。8 番圓山議員。
8 番 圓山議員	何とか出来るだけ使っていただきたい。それで借りる方も、その家が良いと仰れば何とかしてあげたいと思うんですけども、あまりにも家主の負担が多ければ、そこまで協力しなくても良いんじゃないかと言いたくなる。それで合併浄化槽等々も使えれば良いんですけども、それも使えないという事になると、やっぱりその辺に対する負担もより一層増えるんじゃないかという気がするわけです。それで何年住むのか、家賃を月に幾ら払うのか分かりませんが、聞いてはいませんが、そういうふうな問題もありまして、この間、固有名詞が良いですかね、有田君が何人か連れて歩いていました。その中にやっぱりそういうふうな物件が 2 つ 3 つあります。それを全部貸せるようにするっていうふうになると、可成り相当な家主の負担があると思うんです。そこまでして家主が負担をしてでも提供しなくちゃいけないのか、協力しなくちゃいけないのかということなんです。
議 長	番外杉本まちづくり推進課長。
番外杉本ま ちづくり推 進課長	繰り返しになりますが、今、想定している補助以上のものは町からとしては支出が出来ないというものでございます。
議 長	再質問ありますか。8 番圓山議員。
8 番 圓山議員	今、町がやっている制度以外も助成は出来ない、補助はないという事ですね。家賃の想定も人によって様々なんですけども、それも別に町が定めるものなんですか。人によっては 2 万円の家賃も 3 万円の家賃もといういろいろ聞くのは聞くんですけども。

議 長	番外杉本まちづくり推進課長。
番外杉本まちづくり推進課長	町はですね、あくまでそういう物件を空き家バンクで紹介するとか、それに限定をされる所所でありまして。借りる、貸すというのは、あくまで市民の取り決めという事になりますので、町はそこに一切介入ができない。これは法律上での事もございまして、宅建の資格がなければそういった取り扱いが出来ないという事になっておりますので、町としては家賃設定を全くしておらないという所所でございます。
議 長	再質問ありますか。8番圓山議員。
8番圓山議員	合併浄化槽と集落排水ですね、これはエリアって事で簡単に分けるのではなくて、そこは今、集落排水が入っていない、加入してない。ただ地域的にゾーンの的に考えたらそこは集落排水のエリアですというところになると、集落排水に入らなくちゃいけない。合併浄化槽は使えないという事ですね。それもあわせて。
議 長	番外宇山地域整備課長。
番外宇山地域整備課長	基本的にはエリア内におきましては、農業集落排水に加入していただく事になっております。
議 長	再質問ありますか。8番圓山議員。
8番圓山議員	でもその方が家主の負担は高いんですけどね。集落排水に入った方が。どうすれば良いんでしょうか。
議 長	番外宇山地域整備課長。
番外宇山地域整備課長	失礼します。繰り返しになりますが、基本的にはエリア内につきましては、農業集落排水に加入していただくという事になっておりますので、よろしくお願いを致します。
議 長	再質問ありますか。8番圓山議員。
8番圓山議員	譲れないという事になれば、あとは家主の判断に任せて経済的な問題ですから。現状のままで何とか頑張ってもらうとか。それを何とかリフォームをして借りていただくこうというふうには考えない方が楽ですよ、いろんな意味で。はい、良いです。終わります。

議 長	この項目を終わってよろしいですか。 （「はい」の声あり）
々	以上で、2項目めの「空き家対策について」の質問を終了致します。
々	次に、3項目めの「築紫原地域における水道問題は解決したのか尋ねる」に対する答弁をお願いします。番外宇山地域整備課長。
番外宇山地域整備課長	<p>圓山議員のご質問のうち、「築紫原地域における水道問題は解決したのか尋ねる」についてお答え致します。</p> <p>現在、川本町水道ビジョンにおいて「水源の確保・保全につとめ、地域の実情に合わせた効率的で安定した水の供給」の基本方針により、町民の皆様の重要なライフラインであります、水の供給にあたっているところです。</p> <p>築紫原地区を含めた、地元で管理されている4地区の簡易給水施設は、いずれも、施設の老朽化や地域の皆様の高齢化に伴い、維持管理の継続が難しくなってきていると伺っています。</p> <p>一方で、独立採算が強く求められる特別会計で運営している水道事業を、将来にわたって安定的に継続していくためには、給水区域を、これ以上拡大することは困難であると考えております。</p> <p>そのため、未給水世帯を対象として、平成6年度から、井戸などの設置費用の一部を補助してきており、平成30年度末で、累計109件の方が利用されております。</p> <p>この制度は、設置費用の3分の2、上限100万円までを補助しておりますが、更なる普及に向けて、町民の皆様にご利用していただきやすい制度となりますよう、検討してまいります。</p>
議 長	答弁が終わりました。質問がありますか。8番圓山議員。
8番 圓山議員	<p>簡単にいって町の水道の方では対応出来ないということですね。それで浄水確保の補助金があるからそれを使ってくれと。公務員は最大のサービス業という言葉を使った市長さんがいらっしゃいます。そうした困った町民をいのに、それに対してやっぱり役場がちゃんと対応してあげるっていう事が大事だと思います。現地に行ってそれを言われてそういうふうな浄水確保の補助金があるから、それを使われたらどうですかっていう事をちゃんと説明してあげて下さい。あそこは6軒くらいありました。集団でされるのであれば、そういう方法もあるでしょうし、あそこは事業所がありますから、良い水源ができれば事業所も借りたいっていうふうな話はすると思います。だからそうすると、それは浄水の確保、井戸を掘るだけで良いのか。酷いときはもっと6軒くらい賄いができる水源がいるのか分かりませんが、トンネルを掘った時には良い水が出たんですよ。ただその時にみんなが要らんという事</p>

8 番
圓山議員

で、その水は余所へ逃がしてしまいました。今、思えばあったら良かったのかなとは思いますが、そういう難儀をしている地域があります。実際にそこで家を借りてた役場の職員は、水が無いからって行って引っ越ししたんです。誰かは分かるでしょうけども、理由が水が無いから、あの地区から出ていった。その家にはまた新しい人がどうも入るみたいです。ちゃんと説明されているかどうか分かりませんが、あそこは水源が無いとか有るとか言っているかどうか分かりませんが、その地域から出ていった役場の職員がいます。これは賃貸ですからね、別に。ところが家賃で借りてそこに昔から住んでいる人間。そこにずっと生きようという人間には当然、死活問題です。何とか対応してあげるべきだと思いますが、それは私たちが言う事ではなくて、実は私たちは役場の方にお渡ししましたので、役場の担当課の方から行って納得のいくように説明をしてあげてください。道路にしても水にしても当然、なくてはならないもの。私の家の後ろに犬小屋よりもっと大きい小屋を作りましたら、材料を搬出する費用は前の中学校、あそこに行ったん下ろしまして、あそこから小運搬して上がってきました。小運搬して移動する搬入する経費は500万。犬小屋一軒造るのにやっぱり加算されるんです。道路条件が悪いとね。やっぱりそうしたところで何とか生きていこうという人間のためには、そういう対応も考えていただきたい。これは私事ですけども、うちのところに入ってくる道路は、もう完全に半分ぐらい崩壊していますからね。そういう町道においての事故が発生して保険金を使った、過去、案件がありましたよね。あれはどういうあれですか。私も詳しいこと分からないんですが。それで車がめげた（＝壊れた）だとか、修繕費等々は全部出るというふうな解釈なんでしょうか。どういう手続をすれば良いのか。僕の知っているので3件、4件。いちばん最後は広島の方で何か裁判になったから出てきましたよね。その保険等々はどういうふうなものか、ちょっと教えていただきたい。

議 長

番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

今、言われるのは町の方で入っております損害賠償責任の関係かなと思っております。町の方の過失があるというところで、そういった額が認定されたものにつきましては、そういったものに従って支出する。それにつきましては、町の方としては保険の方も掛けておりますので、そういったところと調整しながら相手方との間にも入っていただきながら、調整して最終的に決まった額をお支払いするという、その制度の事じゃないかなというふうに思っています。

議 長

再質問ありますか。8番圓山議員。

8 番
圓山議員

町の過失っていうのは私はよく分からないんですが、要は町道に関係して発生した事故等々ですね、この前あったのは、3番目に出たのは田窪の方じ

8番
圓山議員

やなかったですかね。側溝の蓋が壊れていて、車が出入りしたらガソリントラックに穴が開いていたというような事故がありましたよね。それで要は加害者、被害者っていう事故証明では無くして、単なる事故がありましたっていう報告書だけ見ましたけれども、その程度のもんです。町の過失っていうのはどうやって証明するんですか。町道、林道、農道、これは全部管理責任者は町長ですよ。町長の管理責任が悪かったから、こういう事故に繋がったという事ですね、というふうに解釈します。

議 長

番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

今、仰られた事につきましても、何かあったから直ぐ出すとかそういう意味じゃありませんで、個別の話は非常にそれぞれ私も全て把握しておりませんが、一般的な事としましては町に管理責任があって、それが為されていなかった、そこに過失があったからっていう事で認められた額については、町としてお支払いをするというような制度であるという認識しております。

議 長

再質問ありますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員

そうしますと町道が壊れていて、いくら言っても直してもらえない。そういうところで事故が発生すれば、当然あれですかね。適用されるんですかね。

議 長

番外宇山地域整備課長。

番外宇山
地域整備課
長

どちらの道路を言われているかというのが、ちょっとよく理解できませんが、「1件あります」の声)もしそのような状況がありましたら、現場の方を確認をさせていただきたいと思っております。

議 長

圓山議員にお知らせをします。町道に関しての通告がございません。
(「はい」の声あり) 質問項目を(「関連でもっていきました」の声あり) いや関連はありませんので、訂正して通告書にある築紫原における簡易水道に関する質問をお願いします。はい、どうぞ、8番。

8番
圓山議員

いちばん最初に町道田原線、この中においても過去実際に3件の事故がありました。ぜんぜん黙っていますけども。

(「これは1項目の質問で、1項目めはもう終わってますよ。」議長の声) いやだからその中でね、そういうふうな事故がありました。だからそれもやっぱり該当しますか。ぜんぜんそういう事をするつもりはありませんけども。それはね事故の内容は側溝に蓋が無かったというような脱輪事故3件。それで広島の方の方が2人。あぁいう路線ではございませんので・・・

議 長 ちよつとこの項目はね、ちよつと待って下さい。この質問は取り下げて下さい。項目が違いますので。1項目めは、もう終わっています。これは水道に関する質問ですよね。築紫原の水道に関する質問。「3番目で？」ですから今の質問は取り下げさせていただきます。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

今、3番目ですので、3番目の質問をして下さい。

8番 圓山議員 3番目は、もう今、町に現場へ行って対応していただければ、それで良いです。関係者にね。

議 長 じゃあ、この項目は終わってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

々 以上で、3項目めの「筑紫原地域における水道問題は解決したのか尋ねる」の問題を終了します。

々 これをもちまして、圓山議員の一般質問を終了いたします。

々 ここで、暫時休憩と致します。再開は15時50分からと致します。

(午後 3時40分)